

徳島県告示第三百八十九号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和五年八月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域
阿南市大田井町松ノ岡九二
- 二 指定の効力が失われた日
令和五年七月二十七日